

消防救第 80 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路を消防活動のため使用する車両の取扱いについて

平素より、救急行政の推進について御尽力いただき御礼申し上げます。

救急出動先からの帰署時の高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速道路」という。）通行料金の取扱いについては、消防庁と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路会社の間で、「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」の一部を変更する協定（第 1 回変更）」（以下「変更協定」という。）を締結し、「消防活動のため使用する車両の高速道路の利用に関する協定」の一部を変更する協定（第 1 回変更）等について」（令和 8 年 3 月 16 日付け消防救第 44 号）によって周知したところです。

この通知において、必要に応じ周知するとしていた首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路（以下「3 高速道路」という。）における取扱いについて、3 高速道路を管理する各社と協議した結果、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成 17 年国土交通省告示第 1065 号）第 3 号に該当する車両が 3 高速道路を通行する際の手順を、変更協定に準じて別添のとおり定めることで、各社と合意しましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、本通知の内容について御了知の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、周知していただきますようお願いいたします。

なお、「首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路を消防活動のため使用する車両の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 27 日付け消防救第 41 号）は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止します。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】消防庁救急企画室

竹田補佐、松田係長、三宅事務官

電話：03-5253-7529

E-mail：kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp

消防活動のため使用する車両の高速道路の利用について

首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「3高速道路会社」という。）が管理する高速道路を、「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成17年国土交通省告示第1065号）第3号のうち、消防活動のため使用される車両（以下「消防車両」という。）が利用（以下「公務利用」という。）するにあたっての手順等は以下のとおりとする。

1 証明書の様式等

- (1) 公務従事車両証明書（以下「証明書」という。）の様式は、別記様式のとおりとする。
- (2) 消防本部の長（以下「証明書発行者」という。）は、消防車両について証明書を発行することができるものとする。
- (3) 証明書発行者は、消防車両1台ごとに、通行1回につき、1枚の証明書を発行するものとし、必要数を超える証明書を発行してはならない。
- (4) 証明書の有効期間は、発行の日から1箇月とする。

2 証明書による通行方法

- (1) 公務利用する場合は、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合であっても、1枚の証明書により通行できるものとする。
- (2) 入口料金所において通行券を発行し、出口料金所で料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、入口料金所で通行券を受け取り、出口料金所で通行券及び証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。
- (3) 入口料金所又は出口料金所にて、区間毎に設定された料金又は均一の料金を徴収する料金徴収方式の高速道路において証明書により通行する場合は、証明書を料金所係員に手渡し、確認を受けたのち、通行する。
- (4) 2(2)及び(3)に定める場合であって、料金精算機を設置している料金所、スマートインターチェンジ又はETC専用料金所（「サポート」又は「ETC/サポート」と表示されたレーン（以下「サポートレーン」という。）に限る。）を通行するため証明書を料金所係員に手渡しできない場合は、インターフォンを押下する等により料金所係員を呼び出し、その指示に従い通行する。
- (5) 2(2)及び(3)に定めのない料金徴収方式の高速道路において証明書により料金所を通行する場合は、当該料金所係員の指示に従い通行する。
- (6) 予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合、最後に通行

する料金所（以下「最終料金所」という。）以外の料金所においては、証明書を料金所係員に提示し、最終料金所においては、証明書を料金所係員に手渡し、それぞれ確認を受けたのち、通行する。ただし、最終料金所において、証明書を料金所係員に手渡しできない場合は、インターフォンを押下する等により料金所係員を呼び出し、その指示に従い通行する。

3 証明書不携帯の場合の特例

- (1) 2の規定にかかわらず、公務利用する場合において、緊急やむを得ず証明書を携帯できなかったときは、当該車両の乗車員の身分証明書を料金所係員に提示し、当該乗車員の名刺に通行日時、出入口料金所名及び通行車両の自動車登録番号又は車両番号を記入のうえ、通行券とともに料金所係員に手渡して通行することができるものとする。
- (2) 3（1）による通行で、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合、最終料金所以外の料金所においては、身分証明書及び名刺を料金所係員に提示し、最終料金所においては、名刺を料金所係員に手渡し、それぞれ確認を受けたのち、通行することができるものとする。
- (3) 3（1）及び（2）に定める場合であって、名刺を料金所係員に手渡しできないときは、料金所係員の指示に従い通行するものとする。
- (4) 3（1）、（2）及び（3）に定める方法で通行した場合は、当該車両に係る証明書発行者は、速やかに、当該通行に係る所要事項を記入した証明書を発行し、通行券がある場合はこれを付して3高速道路会社が指定する場所に提出するものとする。

4 公務利用の説明責任

証明書発行者は、証明書の発行に係る情報（通行年月日、通行道路名及び区間並びに自動車登録番号又は車両番号）を管理するものとし、3高速道路会社又は第三者から本手順に定める証明書の発行及び公務利用の事実について説明を求められたときは、証明書発行者の責において対応するものとする。

5 その他

- (1) 本手順の運用は令和8年4月1日から有効とする。
- (2) 現在、3高速道路会社との間で覚書等の書面を締結した上で、出勤先からの帰署時に高速道路を無料通行している消防機関にあっては、従前の運用を継続することも差し支えないものとする。
ただし、上記の覚書等の書面の中には、作成から月日が経過し、現状に即

していない部分が生じているものもあるとの指摘があることから、各消防機関は当該覚書等の書面の内容を再度確認の上、所要の見直しが必要と判断される場合には、機会を捉え、今回の手順の変更を踏まえた見直しや、手順の変更の内容に基づいた各消防機関と高速道路会社との間の協定（以下「新協定」という。）を締結し、新協定を高速道路の通行に直接適用する取扱いへの変更を図るなど、適切な対応に努めるものとする。

別記様式

公務従事車両証明書（消防）	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
通行道路名及び 通行区間	道路名 _____ _____ I C から _____ I C まで
乗車責任者の 職名・氏名	職名 _____ 氏名 _____
自動車登録番号 又は車両番号	
用務	
<p>上記利用は、「料金を徴収しない車両を定める告示」第3号に該当する用務の利用であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>発行者 職名 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p>	
料金所使用欄	
<p>注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本証明書は、車両1台ごとに、通行1回につき、1枚を使用する。なお、予定される経路上において、複数の料金所を通行する場合であっても、1枚の証明書により通行できるものとする。 2. 本証明書の有効期間は、発行日から1箇月間とする。 3. 料金精算機を設置している料金所又はスマートインターチェンジについては、料金所係員の指示に従い通行すること。 4. ETC専用料金所については、サポートレーンにて料金所係員の指示に従い通行すること。 5. ETC専用レーン（スマートインターチェンジを除く）を本証明書で通行することはできない。 	

【注】発行番号は一連番号とする。用紙はA4サイズ（JIS規格）の片面印刷とする。